採石のための掘削作業主任者技能講習修了証［再交付・書替］申込書

 申請日　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 |
|  | 旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無　　　　　　　　　有　　 ／　　 無（ いずれかを○で囲む） |
| 併記を希望する氏名又は通称 |  |
| 生　年　月　日 | 昭和・平成　　　年　　　月　　　日生（　　　　才） |
| 現　　住　　所 | 〒電話（　　　） |
| 再交付又は書替の理由 |  |
| 受講年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日　～　　　日 |
| 受 講 場 所 |  | 修了番号 |  |
| 交 付 日 |  |
| 送 付 先 | 〒電話（　　　） |

【振込先】

三井住友銀行銀座支店 普通預金口座 0241821 (一社)日本砕石協会

【送付先】

〒１４１－００３１

東京都品川区西五反田８－１－２ 第２平森ビル２階

(一社)日本砕石協会 宛

電話：０３－５４３５－８８３０

**備考**

注意事項：協会の各県支部で採石のための掘削作業主任者修了証を取得された方で、下記の県支部は講習事業を廃止した為、砕石協会本部では再発行ができません。

再発行の際は、**技能講習修了証明書発行事務局（03-3452-3371）**となりますので、

詳細は証明書発行事務局宛、お問合せ下さい。

**技能講習修了証明書発行事務局：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/**

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、東京都、茨城県、群馬県、神奈川県、千葉県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、岡山県、鳥取県、愛媛県、高知県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

上記以外で最近取得された方は本部での再発行が可能です。3年以上前に取得された方の再発行は

技能講習修了証明書発行事務局となる場合がありますので、協会宛ご確認ください。

１．表題の［　］内は、再交付・書替の該当する内容を〇で囲んでください。

２．「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲んでください。

併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。

３．損傷等による再交付の場合にあたっては旧修了証を、紛失等による再発行の場合にあたっては運転免許証（写）、住民票（写）等の身分を証明する書面を、氏名の変更による修了証の書替の場合にあっては旧修了証及び記載事項の異動を証する書面を添付してください。

４．旧姓又は通称を希望する場合は、氏名等が確認できる書類を添付してください。

５．旧姓を使用した氏名を希望する場合は、戸籍謄本、住民票の写し（市町村が発行した原本で

マイナンバーの記載のないもの（以下同じ））又は、自動車運転免許証等公的機関の証明書等で、旧姓が確認できる書類を添付してください。

６．通称を使用した氏名を希望する場合は、住民票の写し等公的機関の証明書で、登録した通称が確認できる書類を添付してください。

７．「通称」とは、外国人の方のように本国名とは別に、社会生活上日常的に使用している日本式の名前を通称として住民票に記載している場合などであって、住民票への記載を行っていない通称は含みません。

８．縦４cm、横３cm の写真を一枚添付してください。

９．再交付手数料1100円を上記振込先へお振込ください。

１０．不明な項目は空欄で結構です。